

平成26年 4月 7日

原子力規制委員会

原子力規制庁放射線防護対策部

原子力防災政策課長 森下 泰 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構

大洗研究開発センター

所長 近藤 悟

「大洗研究開発センター原子力事業者防災業務計画」の
読み替えについて（連絡）

平成25年12月20日付けで提出しました「独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成26年4月1日付け独立行政法人日本原子力研究開発機構の組織改正及び東海村の組織改正に伴い、今後、添付資料のとおり読み替えて防災業務を遂行しますので、連絡いたします。

添付資料

- ・「独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以 上

大洗研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え

読み替え前（平成25年12月20日付け）	読み替え後（平成26年4月1日以降適用）	理 由
独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 原子力事業者防災業務計画 <u>平成25年12月20日</u> 独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 原子力事業者防災業務計画 <u>平成26年4月1日</u> <u>（平成26年4月1日読み替え）</u> 独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	「表紙」の記載の変更に伴う読み替え日の追加

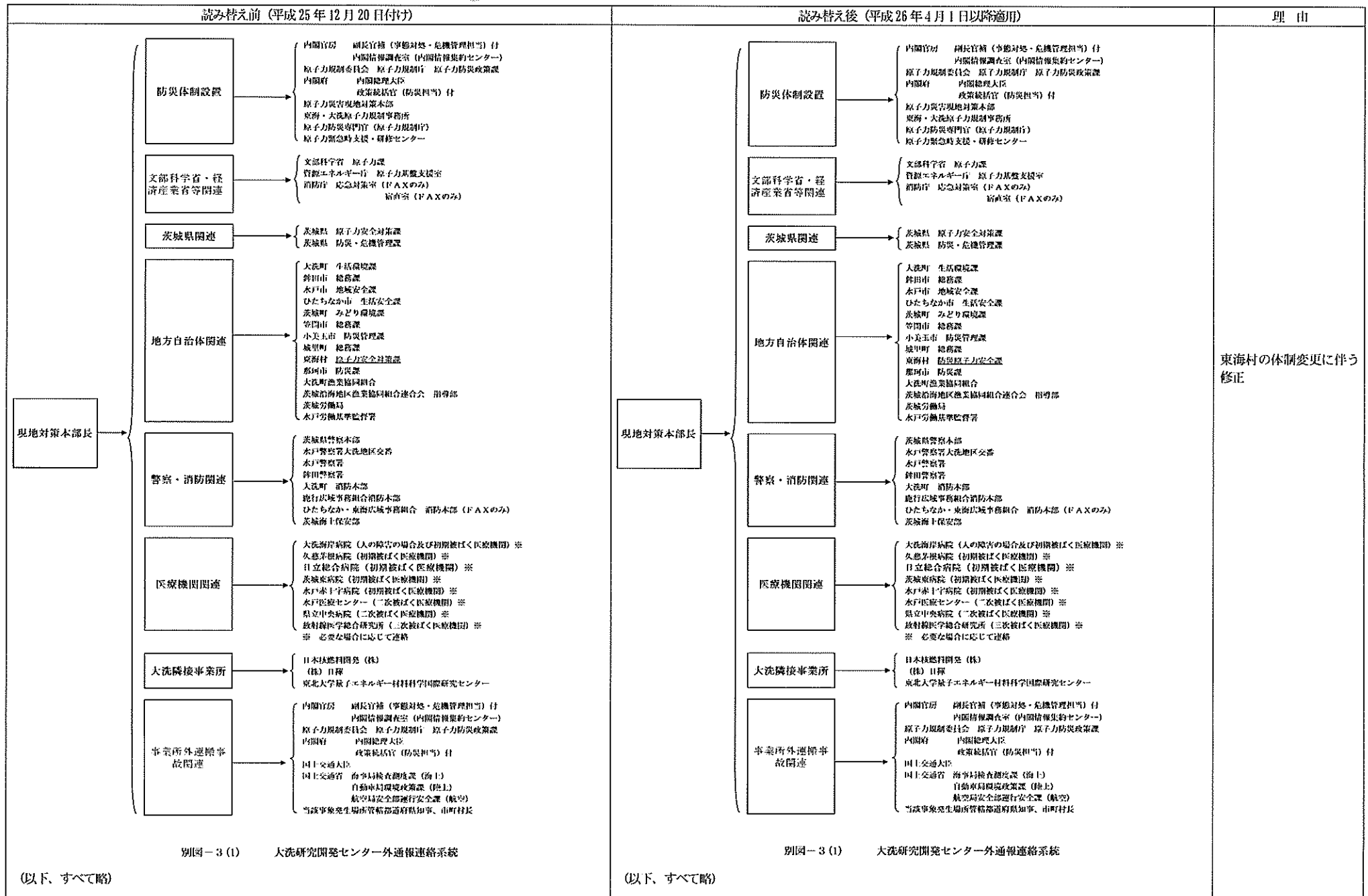
読み替え前（平成 25 年 12 月 20 日付け）	読み替え後（平成 26 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
(第 1 章略) 第 2 章 原子力災害事前対策の実施 (第 1 節略) 第 2 節 原子力防災組織の運営 1. 現地対策本部等の設置及び解散 (1) 現地対策本部の設置 ① 原子力防災管理者は、特定事象が発生又は発生するおそれがある場合、直ちに大洗研究開発センター内に防災体制を発令するとともに、原子力防災要員等を一斉放送又は緊急連絡システムで招集し、速やかに大洗研究開発センターに現地対策本部を設置する。 ② 現地対策本部は、別図-1 (1) に示す原子力防災組織で構成する。 ③ 原子力防災管理者は、現地対策本部長としてその職務を遂行する。 ④ 現地対策本部長は、現地対策本部を設置した場合、速やかに<u>安全統括部長</u>を経由して理事長に報告する。 (2) 機構対策本部の設置 ① <u>安全統括部長</u>は、原子力防災管理者から大洗研究開発センター内に防災体制を発令した連絡を受けた場合、理事長に報告する。 ② <u>安全統括部長</u>は、本部構成員を召集するとともに、機構対策本部を設置する。 別図-1 (2) に機構の原子力防災体制を示す。 (3) 現地対策本部の解散 現地対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、現地事故対策連絡会議（特定事象の場合）又は原子力災害合同対策協議会（原子力災害現地対策本部）と協議し現地対策本部を解散する。 ① 原災法第 15 条第 2 項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が行われ、その後原災法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。 ② 原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が終息している場合。 ③ 原子力災害事後対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断した場合。 ④ 現地対策本部長は、現地対策本部を解散した場合、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を除き、防災要員等を解散する。 ⑤ 原子力防災管理者は、大洗研究開発センターの現地対策本部を解散する場合は、<u>安全統括部長</u>を経由して理事長に報告する。 (4) 機構対策本部の解散 機構対策本部長は、現地対策本部長と協議し、通常の業務体制によって対応できると認めるときは、機構対策本部を解散する。 (以下、第 4 章まで略)	(第 1 章略) 第 2 章 原子力災害事前対策の実施 (第 1 節略) 第 2 節 原子力防災組織の運営 1. 現地対策本部等の設置及び解散 (1) 現地対策本部の設置 ① 原子力防災管理者は、特定事象が発生又は発生するおそれがある場合、直ちに大洗研究開発センター内に防災体制を発令するとともに、原子力防災要員等を一斉放送又は緊急連絡システムで招集し、速やかに大洗研究開発センターに現地対策本部を設置する。 ② 現地対策本部は、別図-1 (1) に示す原子力防災組織で構成する。 ③ 原子力防災管理者は、現地対策本部長としてその職務を遂行する。 ④ 現地対策本部長は、現地対策本部を設置した場合、速やかに<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>を経由して理事長に報告する。 (2) 機構対策本部の設置 ① <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、原子力防災管理者から大洗研究開発センター内に防災体制を発令した連絡を受けた場合、理事長に報告する。 ② <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部構成員を召集するとともに、機構対策本部を設置する。 別図-1 (2) に機構の原子力防災体制を示す。 (3) 現地対策本部の解散 現地対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、現地事故対策連絡会議（特定事象の場合）又は原子力災害合同対策協議会（原子力災害現地対策本部）と協議し現地対策本部を解散する。 ① 原災法第 15 条第 2 項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が行われ、その後原災法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。 ② 原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が終息している場合。 ③ 原子力災害事後対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断した場合。 ④ 現地対策本部長は、現地対策本部を解散した場合、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を除き、防災要員等を解散する。 ⑤ 原子力防災管理者は、大洗研究開発センターの現地対策本部を解散する場合は、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>を経由して理事長に報告する。 (4) 機構対策本部の解散 機構対策本部長は、現地対策本部長と協議し、通常の業務体制によって対応できると認めるときは、機構対策本部を解散する。 (以下、第 4 章まで略)	機構組織改正に伴う修正 機構組織改正に伴う修正 機構組織改正に伴う修正 機構組織改正に伴う修正

読み替え前（平成 25 年 12 月 20 日付）	読み替え後（平成 26 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
第5章 その他 第1節 他の原子力事業者への協力 他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、<u>安全統括部長</u>からの要請に応じ、当該事業者、OFC、原子力緊急時支援・研修センター、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる事項について別表－9（1）、（2）及び（3）に定める原子力防災要員等の派遣、原子力緊急時支援・研修センター指名専門家の派遣、原子力防災資機材等の貸与等の必要な協力を行う。 （1）緊急時モニタリング （2）身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（初期被ばく医療への協力を含む） （3）住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 （4）放射性物質による汚染が確認されたものの除染 （5）避難者（災害時要援護者を含む）の搬送・誘導等への協力 また、以下の協定及び覚書に基づき、必要な協力を行う。 （1）東海村・大洗町・銚田市に立地している原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定」に基づき、大洗研究開発センター以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力事業所安全協力協定の安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な措置を講じる。 （2）大洗町と大洗地区各原子力事業者で締結している「原子力災害時の広報活動の技術的支援等及び大洗地区原子力事業所敷地内の消防活動に関する覚書」に基づき、大洗研究開発センター以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、大洗町長からの要請に応じ、必要な措置を講じる。 （3）日本核燃料開発株式会社、国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センターと締結している「非常時の連携に関する協定書」に基づき、大洗研究開発センター以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力災害の発生した原子力事業者からの要請に応じ、必要な措置を講じる。 （以下、別図－1（2）まで略）	第5章 その他 第1節 他の原子力事業者への協力 他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>からの要請に応じ、当該事業者、OFC、原子力緊急時支援・研修センター、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる事項について別表－9（1）、（2）及び（3）に定める原子力防災要員等の派遣、原子力緊急時支援・研修センター指名専門家の派遣、原子力防災資機材等の貸与等の必要な協力を行う。 （1）緊急時モニタリング （2）身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（初期被ばく医療への協力を含む） （3）住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 （4）放射性物質による汚染が確認されたものの除染 （5）避難者（災害時要援護者を含む）の搬送・誘導等への協力 また、以下の協定及び覚書に基づき、必要な協力を行う。 （1）東海村・大洗町・銚田市に立地している原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定」に基づき、大洗研究開発センター以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力事業所安全協力協定の安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な措置を講じる。 （2）大洗町と大洗地区各原子力事業者で締結している「原子力災害時の広報活動の技術的支援等及び大洗地区原子力事業所敷地内の消防活動に関する覚書」に基づき、大洗研究開発センター以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、大洗町長からの要請に応じ、必要な措置を講じる。 （3）日本核燃料開発株式会社、国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センターと締結している「非常時の連携に関する協定書」に基づき、大洗研究開発センター以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力災害の発生した原子力事業者からの要請に応じ、必要な措置を講じる。 （以下、別図－1（2）まで略）	機構組織改正に伴う修正

読み替え前（平成25年12月20日付付）	読み替え後（平成26年4月1日以降適用）	理 由																																																								
大洗研究開発センター所長 ↓ 副所長 ↓ 組織順位に基づく部長 (発災元を除く) <table><tr><td>1</td><td>安全管理部長</td></tr><tr><td>2</td><td>管理部長</td></tr><tr><td>3</td><td>技術開発部長</td></tr><tr><td>4</td><td>高速実験炉部長</td></tr><tr><td>5</td><td>福島燃料材料試験部長</td></tr><tr><td>6</td><td>照射試験センター長</td></tr><tr><td>7</td><td>材料試験炉部長</td></tr><tr><td>8</td><td>高温工学試験研究炉部長</td></tr><tr><td>9</td><td>環境保全部長</td></tr></table> ↓ 組織順位に基づく次長 (ただし、原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物 管理施設を統括する部署の次長とし、発災元を除く) <table><tr><td>1</td><td>高速実験炉部次長</td></tr><tr><td>2</td><td>福島燃料材料試験部次長</td></tr><tr><td>3</td><td>材料試験炉部次長</td></tr><tr><td>4</td><td>高温工学試験研究炉部次長</td></tr><tr><td>5</td><td>環境保全部次長</td></tr></table> 原子力防災管理者の時間外の代行順位は、以下のとおりとする。 ・副原子力防災管理者のうち、最初に到着した副所長を第1代行とする。第1代行の都合が悪くなった場合は、他の副所長がこれを代行する。 ・副所長まで都合が悪い場合は、到着した部長・次長のうち、順位に基づき代行を務める。 別図－2 原子力防災管理者の代行順位	1	安全管理部長	2	管理部長	3	技術開発部長	4	高速実験炉部長	5	福島燃料材料試験部長	6	照射試験センター長	7	材料試験炉部長	8	高温工学試験研究炉部長	9	環境保全部長	1	高速実験炉部次長	2	福島燃料材料試験部次長	3	材料試験炉部次長	4	高温工学試験研究炉部次長	5	環境保全部次長	大洗研究開発センター所長 ↓ 副所長 ↓ 組織順位に基づく部長 (発災元を除く) <table><tr><td>1</td><td>安全管理部長</td></tr><tr><td>2</td><td>管理部長</td></tr><tr><td>3</td><td>高速炉技術開発部長</td></tr><tr><td>4</td><td>高速実験炉部長</td></tr><tr><td>5</td><td>福島燃料材料試験部長</td></tr><tr><td>6</td><td>照射試験センター長</td></tr><tr><td>7</td><td>材料試験炉部長</td></tr><tr><td>8</td><td>高温工学試験研究炉部長</td></tr><tr><td>9</td><td>環境保全部長</td></tr></table> ↓ 組織順位に基づく次長 (ただし、原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物 管理施設を統括する部署の次長とし、発災元を除く) <table><tr><td>1</td><td>高速実験炉部次長</td></tr><tr><td>2</td><td>福島燃料材料試験部次長</td></tr><tr><td>3</td><td>材料試験炉部次長</td></tr><tr><td>4</td><td>高温工学試験研究炉部次長</td></tr><tr><td>5</td><td>環境保全部次長</td></tr></table> 原子力防災管理者の時間外の代行順位は、以下のとおりとする。 ・副原子力防災管理者のうち、最初に到着した副所長を第1代行とする。第1代行の都合が悪くなった場合は、他の副所長がこれを代行する。 ・副所長まで都合が悪い場合は、到着した部長・次長のうち、順位に基づき代行を務める。 別図－2 原子力防災管理者の代行順位	1	安全管理部長	2	管理部長	3	高速炉技術開発部長	4	高速実験炉部長	5	福島燃料材料試験部長	6	照射試験センター長	7	材料試験炉部長	8	高温工学試験研究炉部長	9	環境保全部長	1	高速実験炉部次長	2	福島燃料材料試験部次長	3	材料試験炉部次長	4	高温工学試験研究炉部次長	5	環境保全部次長	機構組織改正に伴う修正
1	安全管理部長																																																									
2	管理部長																																																									
3	技術開発部長																																																									
4	高速実験炉部長																																																									
5	福島燃料材料試験部長																																																									
6	照射試験センター長																																																									
7	材料試験炉部長																																																									
8	高温工学試験研究炉部長																																																									
9	環境保全部長																																																									
1	高速実験炉部次長																																																									
2	福島燃料材料試験部次長																																																									
3	材料試験炉部次長																																																									
4	高温工学試験研究炉部次長																																																									
5	環境保全部次長																																																									
1	安全管理部長																																																									
2	管理部長																																																									
3	高速炉技術開発部長																																																									
4	高速実験炉部長																																																									
5	福島燃料材料試験部長																																																									
6	照射試験センター長																																																									
7	材料試験炉部長																																																									
8	高温工学試験研究炉部長																																																									
9	環境保全部長																																																									
1	高速実験炉部次長																																																									
2	福島燃料材料試験部次長																																																									
3	材料試験炉部次長																																																									
4	高温工学試験研究炉部次長																																																									
5	環境保全部次長																																																									

別図－2 原子力防災管理者の代行順位

別図－2 原子力防災管理者の代行順位



別図-3 (1) 大洗研究開発センター外通報連絡系統

別図-3 (1) 大洗研究開発センター外通報連絡系統

(以下、すべて略)

(以下、すべて略)